

平成30年7月豪雨

災害復旧・生活再建支援等一覧

平成30年7月豪雨により被災された方への継続中の生活再建支援等（平成31年4月5日現在）をまとめています。申請期限のほか必要となる手続きや書類、要件などがありますので、各担当までお問い合わせください。なお、支援制度等を追加した場合は、随時、告知放送やホームページでお知らせする予定です。

項目	支援等の概要	本庁 問い合わせ窓口 市外局番：0824
住宅リフォームの支援	住宅が半壊、一部損壊または床上浸水の損壊を受けた世帯で、市内事業者により住宅を修繕する場合、修繕費用を補助します。 ■補助率等：経費の2分の1 【半壊】 上限50万円 【床上浸水・一部損壊】 上限30万円 ※自己の保険対応などで復旧できる住宅は対象となりません。	都市整備課 73-1172
被災建築物等撤去の支援	半壊以上の被害を受けた被災建築物および被災工作物の撤去を市が行います。	都市整備課 73-1151
農林施設復旧の支援	被災した農地および農林施設の内、国庫補助事業の対象とならない事業の復旧を支援します。 ■補助率等：経費の4分の3（上限30万円）	建設課 73-1150
生活道復旧の支援	被災した生活道の復旧を支援します。 ■補助率等：経費の5分の2（上限64万円）	
有害鳥獣防除施設復旧の支援	被災した電気牧柵やフェンスなど有害鳥獣防除施設の復旧に係る資材等の購入費用を補助します。 ■補助率等：経費の2分の1以内	商工林業課 73-1124
医療費の一部負担金の免除 ・国民健康保険 ・後期高齢者医療 など	次のいずれかに該当し、医療機関、介護サービス事業所などで診療、サービスを受ける際、免除証明書と保険証を提示することで、窓口での支払が免除されます。	保健医療課 73-1158(国保) 73-1155(後期)
介護サービス利用料の免除	1. 住家が全壊、半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災 2. 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った 3. 主たる生計維持者が事業を廃止または休止した 4. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない ※入院・入所時の食費、居住費などは免除になりません。	高齢者福祉課 73-1167
国民健康保険税等の減免	被災された被保険者の保険料(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険)を、被害などに応じ、平成31年度分の一部が減免されます。 ■対象：住宅が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水	税務課 73-1146
固定資産税の特例措置	災害により住宅を滅失した場合、平成31・32年度に限り、住宅用地に対する課税標準の特例が引き続き適用されます。	税務課 73-1144
生活福祉資金の貸し付け	災害により負傷または住宅、家財の損害を受けた住民税非課税世帯に対し、生活の再建に必要な資金の貸付をします。 ■貸付内容 【福祉費】災害による臨時的経費、住宅の補修などの経費：150万円以内	庄原市 社会福祉協議会 72-7120